

体育館開放の利用調整に関する運用指針

1 趣旨

宇都宮市立小中学校施設の開放にあたり，一部の学校において，新たな団体の利用ができない状況が見受けられることから，特に体育館開放について，より多くの団体が利用できるよう利用調整のあり方を定める。

2 基本的な考え方

「宇都宮市立小中学校施設の開放に関する規則」において小中学校体育館は，利用の要件を満たす団体に対して，学校教育に支障のない範囲内で平等に開放しなければならない。しかしながら，学校はそれぞれの地域における様々な活動の拠点となる施設であることから，学区内の下記団体への貸出を優先することも可とする。

(1) 優先団体

- ア 学校関連団体（学区内のPTA，魅力ある学校づくり地域協議会など）
- イ 地域活動団体（学区内の自治会，育成会など）
- ウ その他団体（学区内のスポーツ少年団，地域スポーツクラブなど）

(2) 新たな利用希望団体への対応

- ア 新たな団体からの利用希望があった場合には，受け入れることを基本として調整を図るものとする。
- イ 新たな団体から年度途中で利用希望があり，その時点で利用枠に空きがない場合には，安易に断わることはせずに，直近の調整会議の日程を示し，以下の具体的な調整の方法等を案内するものとする。

3 利用調整のあり方

(1) 調整会議の開催

- ア 各学校における利用団体数及び重複発生などの状況に応じ，少なくとも年1回，調整会議を開催するものとする。
- イ 希望するすべての団体が利用可能な場合，必ずしも調整会議を開催する必要はない。

(2) 調整方法について

- ア 誰もが納得のできる公平な調整の場を設定するものとする。
- イ 具体的には各学校の状況に応じ，以下の方法を参考に調整を行うものとする。

① 団体同士の話し合い

⇒ 重複した団体同士の話し合いにより調整を行う

〔例 1〕 2 団体が毎週同一時間帯の月 4 回重複した場合，2 回ずつの利用とする

〔例 2〕 2 団体が毎週同一時間帯の月 4 回重複した場合，団体同士合意の上，優先団体は 3 回，それ以外の団体は 1 回の利用とする

② 利用上限回数の設定

⇒ 団体ごとに利用回数の上限を設け，より多くの団体が利用できるようにする

〔例 1〕 全ての団体に対し，午前・午後・夜間のそれぞれ 1 面の利用を 1 回とし，月あたりの上限回数を設定する

〔例 2〕 優先団体とそれ以外の団体で上限回数に差をつける

③ 区割りの見直し

⇒ 区割りを見直し，同一の時間帯に複数の団体が利用できるよう調整する

〔例 1〕 団体ごとに半面，1 面等の利用を希望する面積を確認し，柔軟に区割り線を変更し，より多くの団体が利用できるよう調整する

〔例 2〕 同時に 2 面を利用している団体に 1 面のみの利用にしてもらい，半面利用で活動可能な 2 団体を受け入れる

④ 抽選

⇒ 抽選により全ての団体に対し，公平に調整を行う

〔例 1〕 利用希望日時が重複した団体間で「あみだくじ」による抽選を行う

〔例 2〕 ②利用上限回数を設定した上で，利用希望する全ての団体が番号札をひき，番号順に利用時間枠を決定する

4 その他施設の取り扱い

校庭（昼間開放），武道場，校舎，田原中学校天体ドームについても，本指針を準用するものとする。